

# ヨーロッパ会社法の改正案

— フランスからの一提案<sup>(1)</sup> —

笹川敏彦

## 目 次

第一章	はじめに
第二章	ヨーロッパ会社の設立に関する提案
第三章	超国家的な再編に関する提案

第四章	ガバナンスと定款自治に関する提案
第五章	おわりに

## 第一章 はじめに

(1) ヨーロッパ会社とルノワール報告書

(イ) ヨーロッパ会社 (société européenne, European Company, Societas Europaea, S E) 法は、二〇〇一年一〇

月八日に成立し、二〇〇四年一〇月八日に施行された。<sup>(2)(3)</sup> 同法は、ともにEC条約三〇八条（旧二三五条）を根拠とする「ヨーロッパ会社法に関する二〇〇一年一〇月八日理事会規則」<sup>(4)</sup>（以下、SE規則という）ならびに「労働者関与に関するヨーロッパ会社法を補完する二〇〇一年一〇月八日理事会指令」<sup>(5)</sup>（以下、労働者関与指令という）から構成される。<sup>(6)(7)</sup>

(ロ) フランスにおいては、二〇〇六年七月、パスカル・クレマン (Pascal Clément) 司法大臣（当時）からの委託を受け、二〇〇七年三月、ノエル・ルノワール (Noëlle Lenoir) 元欧州問題担当大臣（元憲法評議院構成員、破産院付弁護士）により、「ヨーロッパ会社またはSE——企業のヨーロッパ市民権のために——」<sup>(8)(9)</sup>（以下、本稿においては、「本報告書」または「ルノワール報告書」という）というタイトルの、ヨーロッパ会社に関する報告書が作成された。この報告書は、二〇〇八年の下半期に、フランスが欧州理事会の議長国の任期にあることを視野に入れつつ、<sup>(10)</sup> すでに設立されたヨーロッパ会社の経験を手がかりとして、SE規則の改正に関する議論を開始することを目的としている。<sup>(11)</sup> 本報告書の構成は、全五章に分かれる。第一章「超国家法の独創的な方法」(La voie originale du droit transnational) においては、共同体法上の法人としてのヨーロッパ会社の独自性について検討される。第二章「ヨーロッパ会社とは何か」(Qu'est-ce que la SE?) においては、フランスに設立されたヨーロッパ会社について、その設立の方法・機関・会社の移動に関し分析される。第三章「ヨーロッパ会社の社会モデルと税制の中立性」(Modèle social et neutralité fiscale de la SE) においては、ヨーロッパ会社における労働者参加の問題、および同会社における税制の問題について検討される。第四章「ヨーロッパ会社法を選択した企業の最初の経験」(Première expériences vécues par les entreprises ayant choisi le statut de SE) においては、フランスおよびその他の加盟国の企業および関連団体に対する調査をもとに、ヨーロッパ会社の利用状況（二〇〇七年三月時点）について総括が行われる。とりわけ、

アリアンツ・ヨーロッパ会社 (Allianz SE) 、エルコテック・ヨーロッパ会社 (Elcoteg SE) 、ストラバック・ヨーロッパ会社 (Strabag SE) の事例が重点的に取上げられる。第五章「新しいステージへの提案」(Propositions pour une nouvelle étape) においては、本報告書におけるこれまでの検討およびヒアリングにもとづいて、ヨーロッパ会社法の改正案が提案される(この他に、序論・結論・付録がある)。本稿においては、この第五章に記された同会社法の改正案を取上げる。

## (2) ヨーロッパ会社の最近の利用状況とフランスにおける受容

(1) 次に、ヨーロッパ会社の利用状況を見たい。ヨーロッパ会社の数は、二〇〇四年一〇月の施行以来、着実に増加していると言われており、二〇一〇年九月一日現在で、六二二社のヨーロッパ会社が設立されている。<sup>13)</sup> 代表的なヨーロッパ会社を挙げると、前述のアリアンツ・ヨーロッパ会社(ドイツ・保険)、エルコテック・ヨーロッパ会社(フィンランド・通信関連機器) およびストラバック・ヨーロッパ会社(オーストリア・建設) のほかに、ペーアーエスエフ・ヨーロッパ会社 (BASF SE (ドイツ・化学))、イヴ・サン＝ローラン・ヨーロッパ会社 (Yves Saint-Laurent (ベルギー・ファッション))、ポルシェ・ヨーロッパ会社 (Porsche SE (ドイツ・自動車))、スコール・ヨーロッパ会社 (SCOR SE (フランス・再保険))、ユニバーロダム・ヨーロッパ会社 (Unibail-Rodanco SE (フランス・商業用不動産)) 等がある。

もつとも、とりわけチェコおよびスロヴァキアにおいて設立されたヨーロッパ会社の大部分は、ペーパーカンパニー (coquille vide) であることについて注意する必要がある。これは、具体的には、法律事務所がペーパーカンパニーのヨーロッパ会社を設立し、これを販売しているとされる。ルノワール報告書は、右の現象を病的な兆候 (signe pathologique) としてではなく、斬新な法制度を前にしての様子見の姿勢 (posture d'attentisme) であると考える。<sup>14)</sup> これ

に対し、ドイツの学説のなかには、このようなヨーロッパ会社は、その登録が認められるべきではないという見解がある。この見解は、SE規則一二条二項および三項の解釈から、労働者が参加することがヨーロッパ会社を登録する際に必要な前提条件であると考えられるものである。<sup>(16)</sup>

ルノワール報告書は、現在のヨーロッパ会社の設立状況について、一九九四年に、フランスへSAS (société par actions simplifiée、簡易株式組織会社)<sup>(17)</sup>が導入された当時の懐疑論を想起すべきであると指摘する。すなわち、フランスでは、現在、その導入時の懐疑論にもかかわらず、多くの企業がSASを大変好んで利用するという状況にある。<sup>(18)</sup>この指摘によると、多くの企業が、ヨーロッパ会社の第一歩を慎重に見守っているとする。同会社は、そのスタートはやや遅れ気味であるが、長期的には、より多くの関心を惹きつけるものとなりうるとされる。

(四) なお、二〇〇一年に成立したヨーロッパ会社法は、数多くの事項を各加盟国の法制に委ねており（SE規則九条一項<sup>(20)</sup>）、一九七〇年案および一九七五年修正案が同法によってヨーロッパ会社の全ての側面を規定しようと試みたこととは異なり、もはや純粋な超国家的な制度とはいえない<sup>(21)</sup>。具体的には、同規則は、各加盟国の法制に対し、六五項目の事項を委任し、また三二項目の選択肢を与えている<sup>(22)</sup>。それゆえ、各加盟国は、同規則および労働者関与指令を導入するために、その国家法制を改正することが求められていた。

それでは、フランス法において、ヨーロッパ会社はどのように受容されたか。ヨーロッパ会社は、まず「信頼および経済の現代化のための二〇〇五年七月二六日法律第二〇〇五—八四二号」<sup>(23)</sup>により、フランス法に導入された。同法律の二二条は、SE規則をフランス法へ導入するために商法典（同L二二九—一条—L二二九—二条およびL二二四—五条）を補完し、また同じく労働者関与指令を同法へ導入するために労働法典（同L二三三—一条—L二三三—三二条）を補完している。さらに、「ヨーロッパ会社に関する二〇〇六年四月一四日デクレ第二〇〇六—四四八号」<sup>(24)</sup>およ

び「ヨーロッパ会社における労働者の関与に關し、労働法典を改正する二〇〇六年一月九日デクレ第二〇〇六一—三六〇号」<sup>(25)</sup>が公示されており、それぞれ商法典（同R二二九一条—R二二九二六条）および労働法典（同D二二三五一—二二三五四一条）のなかに規定を整備している。<sup>(26)</sup>

### (3) ヨーロッパ会社法の改正案

(イ) 本稿の対象はヨーロッパ会社法の改正案であるが、これについては、SE規則六九条が次のように定める。

#### [SE規則六九条]

本規則の施行から遅くとも五年後に、欧州委員会は、欧州理事会および欧州議会に対して、本規則の適用に関する報告書および必要な場合は改正案を提出する。当該報告書は、とりわけ次の事項が適切であるか否かを検討する。

(a) その経営管理の中心 (administration centre) と定款上の住所 (siège statutaire) を異なる加盟国に有することをSEについて認めること。

(b) 一七条二項所定の合併の定義を、78/855(CEE)指令<sup>(27)</sup>三条一項および同指令四条一項において定義される以外の合併類型をも包含するために、拡大すること。

(c) 一九六八年ブリュッセル条約のなかに挿入されうるすべての条項、または加盟国もしくは欧州理事会によって採択される右条約を代置するすべての法文に鑑みて、八条一六項所定の管轄ルールを改正すること。

(d) 本規則により付与された権限に従い、または本規則のSEに対する実際の適用を担保するために加盟国が採択した法制において、当該法制に違反しまたはこれを補充する旨の条項を、たとえかかる種類の条項が当該加盟国に会社住所を有する株式会社の定款において認められない場合であっても、SEの定款に挿入することを当該加盟国に対して認めること。

(四) このように、SE規則六九条は、欧州委員会に対し、二〇〇九年までに同規則の適用状況に関する報告書および必要な場合はその改正案を作成することを要請している（もつとも、欧州委員会による報告書および改正案は、本稿脱稿日（二〇一〇年九月三〇日）現在公表されていない）。同規則は、その成立の時から、将来の改正を予定していたわけである。さらに同条は当該報告書において、これに加え、とくに次の四点につき検討することを要請している。すなわち、右で引用した同条の規定を敷衍すれば、①「事実上の住所」(siège réel)の理論を廃止し、「定款上の住所」(siège statutaire)の理論を採用するか否か（SE規則六九条a号）、②合併の定義をSE規則が定める合併類型以外の類型にまで拡大するか否か（同b号）、③ヨーロッパ会社を他の加盟国へ移転するときに、その移転後に提起された訴訟が、移転前に生じた係争に関するものである場合、移転前の設立国の裁判所に対しその管轄権を与えるルール（SE規則八条一六項）を改正するか否か（同c号）、④ヨーロッパ会社の定款自治を拡大する機会を認めるか否か（同d号）についてである。<sup>31)</sup>

(イ) 本報告書は、右のSE規則六九条の要請を踏まえ、さらに、必要と考えられるその他の項目も加え、次の八項目に関する提案を行っている。すなわち、①ヨーロッパ会社の設立に関する提案、②超国家的な再編に関する提案、③会社住所の移転に関する提案、④ガバナンスと定款自治に関する提案、⑤会社に関するヨーロッパ登記簿の創設に関する提案、⑥ヨーロッパ会社の税制に関する提案、⑦国際私法に関するヨーロッパフォーラムの創設に関する提案、⑧ヨーロッパ会社に関するフランス法の改正に関する提案である。<sup>32)</sup>

(ニ) 以下、本稿は、右の提案のうち、会社法に直接関連するものを中心に、①ヨーロッパ会社の設立に関する提案（第二章）、②超国家的な再編に関する提案（第三章）、④コーポレート・ガバナンスと定款自治に関する提案（第四章）を取り上げることにより、ヨーロッパ会社法の改正に関する、フランスからの提案の一端を明らかにすることを目的

としている。<sup>(37)</sup>

本稿の特色としては、次の二点が挙げられる。第一に、わが国では、このルノワール報告書の存在についてはすでに紹介されているものの<sup>(38)</sup>、そこに記されたヨーロッパ会社法の改正案について立ち入って紹介するものは、ほとんどないという点である。第二に、本報告書は、前述のように、欧州委員会による提案ではなく、あくまでもフランスによる提案である。したがって、これらの提案が実際の改正作業のなかでどの程度実現されるかは必ずしも明らかではない（現在、欧州委員会により報告書および提案が作成中である<sup>(39)</sup>）。しかし、これまでのEUの会社立法におけるフランスの貢献を考えると、その提案は決して無視できないものであると考えられる。<sup>(40)</sup>ヨーロッパ会社法の改正作業の今後の展開を予測する上で、本報告書による提案は、一定の重みを有するものと思われる。本稿の第二の特色は、このような関心から、フランスの提案を取り上げている点である。

## 注

- (1) 本稿は、二〇一〇年二月一三日、北海道大学民事法研究会において報告した原稿に大幅な加筆・修正を加えたものである。研究会の当日、貴重なご指導・ご質問を賜った、北海道大学の大家龍児名誉教授（北海道大学教授）、林鳩教授、藤原正則教授、町村泰貴教授、嶋拓哉教授、得津晶准教授、川村力准教授ならびに小樽商科大学の南健悟准教授をはじめ、当日ご参加頂いた皆様に心より感謝申し上げます。また、同年三月一八日には、札幌学院大学法学会においても同様の報告の機会を与えられた。当日、同じく貴重なご指導・ご質問を賜った、札幌学院大学法学部の吉川日出男教授、小杉伸次教授、伊藤雅康教授、嶋田佳広准教授ならびに佐藤陽子講師をはじめ、当日ご参加頂いた皆様に心より感謝申し上げます。なお、本稿の記述等の誤りは、すべて筆者に帰するものである。

- (2) 本稿においては、次の外国語文献を参照した。(a)単行本としては、Jacques-Louis Colombani et Marc Favero, *La société européenne*, 2002, p.1 et suiv., Klaus J. Hopt, Michel Menjucq, et Eddy Wymeersch (sous la direction de), *La société*

*européenne: organisation juridique et fiscale, intérêts, perspectives*, 2003, p.1 et suiv., Erik Werlauff, *SE—The Law of the European Company*, translated by Steven Harris, 2003, p.39 et suiv., Michel Menjuq, *Droit international et européen des sociétés*, 2<sup>e</sup> édition, 2008, p.201 et suiv., Anne Charvériat, Alain Couret, Bruno Zabala et Barthélemy Mercadal, *Memento Pratique, Sociétés Commerciales 2009*, 2008, n°31100 et suiv., p.1599 et suiv., Michel Menjuq, Société Européenne,  *Répertoire des Sociétés*, 2008, p.1 et suiv., Dirk Van Gerven and Paul Storm ed., *The European Company*, volume 1 and 2, 2006 and 2008, Michel Menjuq, Société Européenne, *Juris Classica, Sociétés Traité 8*, Fasc. 195-10, 2009, p.1 et suiv., Jacques Mestre et Dominique Velardochio, *Lamy Sociétés Commerciales*, 2009, n°5391 et suiv., p.2523 et suiv., Philippe Merle, *Droit commercial Société commerciales*, 13<sup>e</sup> édition, 2009, p.36 et suiv., 繪野。

③ 兼業組織のあり方 Francis Collin et Jean-Philippe Don, *Enjeux et perspectives de la société européenne, Actes pratiques et ingénierie sociétaire*, novembre-décembre 2005, p.4 et suiv., Jean-Pierre Catherine Cathiard, *Les nouveaux atouts de la société européenne*, Bulletin Joly Sociétés, mai 2007, p.539 et suiv., Michel Menjuq, *Premiers pas et premier bilan de la SE en France, Revue des Sociétés*, n°2, 2007, p.253 et suiv., Noëlle Lenoir, *Pourquoi choisir le statut de société européenne ?*, *Revue lamy droit des affaires*, n°17, juin 2007, p.74 et suiv., Michel Menjuq, *Quels sont les attraits de la société européenne par rapport aux autres types de sociétés françaises ?*, *Revue lamy droit des affaires*, n°17, juin 2007, p.87 et suiv., Reinhard Dammann et Melanie Fronty, *Plaidoyer pour une libéralisation des modes de constitution d'une société européenne, Droit et Patrimoine*, n°163, octobre 2007, p.97 et suiv., Noëlle Lenoir, *L'avvenir de la «Societas Europaea»*, *Journal de droit européen*, février 2008, p.33 et suiv., Catherine Cathiard et Patrick Thourot, *La société européenne: bilan, perspectives et retour d'expérience, Revue bimestrielle législative jurisclasser*, novembre-décembre, 2008, p.3 et suiv.,

④ *ヨーロッパの市民権の獲得とその意義* Catherine Cathiard, *Rapport sur la société européenne: La société européenne, «forme nouvelle de la citoyenneté européenne a de l'aventur»*, *Petites affiches*, 30 mars 2007, n°65, p.4 et suiv., Benoît Lecourt, *Rapport Noëlle Lenoir: La Societas Europaea ou SE, Pour une citoyenneté européenne de l'entreprise*, *Revue des Sociétés*, n°2, 2007, p.429 et suiv., Catherine Cathiard, *Vers un assouplissement du statut de la société européenne ?*, *Journal*

*des sociétés*, mai 2007, n°43, p.60 et suiv., Hervé Brillon, Société européenne: les propositions du rapport Lenoir, *Droit des Sociétés*, juin 2007, p.2 et suiv., Roland Montfort and Véronique Deau, The European Company in France: Two Years On, *International Legal News*, 23 July, 2007 (available at [http://www.imakenews.com/jin/e\\_article000866799.cfm?x=b11.0](http://www.imakenews.com/jin/e_article000866799.cfm?x=b11.0), w)参照。ルノール氏への本報告書に関するインタビュー「Noëlle Lenoir, Premier bilan de la société européenne, *JCP édition entreprise et affaires*, n°11, 15 mars 2007, p.8 et suiv., Noëlle Lenoir, Remise du rapport de Noëlle Lenoir relatif à l'évaluation du statut de la société européenne, *Gazette du palais*, 21 mars 2007, p.4 et suiv., Noëlle Lenoir, Entretien avec Noëlle Lenoir, *Petites affiches*, n°65, 30 mars 2007, p.9 et suiv..

フランスのヨーロッパ会社に関する立法を解説する「Catherine Cathiard, La société européenne en droit français (1<sup>re</sup> partie), *Droit des sociétés*, décembre 2005, p.7 et suiv., Catherine Cathiard, La société européenne en droit français (2<sup>e</sup> partie), *Droit des sociétés*, janvier 2006, p.5 et suiv., Catherine Cathiard, La société européenne (SE ou Societas Europaea) en droit français, Décret n°2006-448 du 14 avril 2006, *Droit des sociétés*, août-septembre, 2006, p.5 et suiv..

- (3) 筆者は「ヨーロッパ会社法に関して、次のような検討を行っている。笹川敏彦「ヨーロッパ会社法における設立——合併方式による設立を中心に——」法と政治(関西学院大学法政学会)五五巻二号(二〇〇四年)四七頁以下(以下、合併方式と略する)」、同「持株会社方式によるヨーロッパ会社の設立」法と政治五五巻三号(二〇〇四年)五五頁以下(以下、持株会社方式と略する)」、同「組織変更方式によるヨーロッパ会社の設立」札幌学院法学二二巻二号(二〇〇六年)四三頁以下(以下、組織変更方式と略する)」、同「会社法における組織再編対価の公正確保——ヨーロッパ会社法の示唆——」札幌学院法学二三巻二号(二〇〇七年)一頁以下、同「組織再編におけるヨーロッパ会社法制の特色——わが国法制と比較して——」(一七)「国際商事法務三五巻三号四号(二〇〇七年)三三三頁以下、四五〇頁以下」、同「ヨーロッパ会社法成立までの歩み」札幌学院法学二四巻一号(二〇〇七年)一頁以下(以下、成立までの歩みと略する)等。

- (4) Règlement (CE) n° 2157/2001 du Conseil du 8 octobre 2001 relatif au statut de la société européenne (SE), *JOCE* n° L 294 du 10/11/2001 pp.1-21; Council Regulation (EC) No 2157/2001 of 8 October 2001 on the Statute for a European company (SE), *Of L294*, 10/11/2001, pp.1-21.

- (5) Directive 2001/86/CE du Conseil du 8 octobre 2001 complétant le statut de la société européenne pour ce qui concerne l'implication des travailleurs. *JOCE* n° L 294 du 10/11/2001 pp.22-32; Council Directive 2001/86/EC of 8 October 2001 supplementing the Statute for a European company with regard to the involvement of employees. *OJ* L 294, 10/11/2001 pp.22-32.
- (6) 本稿で引用するSE規則の条文は、EC官報英語版を参照しつつも、主として同官報フランス語版から翻訳した。また、SE規則および労働者関与指令の翻訳については、野田輝久訳「ヨーロッパ株式会社規則（SE規則）試訳」青山経営論集三七巻四号（二〇〇三年）二七二頁以下、上田廣美『ヨーロッパ会社法に関する理事会規則の提案』と『従業員参加に関するヨーロッパ会社法を補充する理事会指令の提案』、亜細亜法学三六巻一号（二〇〇一年）二四七頁以下、正井章彦「ヨーロッパ会社（SE法）を補充する労働者参加指令」比較法学四一巻一号（二〇〇七年）一八九頁以下があり、参考にさせていただいた。
- (7) ヨーロッパ会社法のメリットは、次の四点が挙げられる（以下、Lenoir, Premier bilan, *supra*, note n°2, p.9, Cathiard, Rapport, *supra*, note n°2, p.7参照）。第一に、ヨーロッパ会社を利用することで、「ヨーロッパ」というラベルを手に入れることができるとである。これは、マーケティングの手段として有効であるのみでなく、ヨーロッパというアイデンティティを確認することで、共同事業に結集しようとする意思 (*affectio societatis*) を強化する方法となりうるとされる。第二に、子会社を支店に転換することで、企業グループの簡略化を促進することができることである。具体的には、管理コストの削減、適用されるガバナンス・ルール数の削減、移転価格の評価に関する困難性の軽減、金融・保険セクター等規制される活動における監督制度の軽減をもたらすとされる。第三に、ヨーロッパ会社法が提供する超国家的な再編の手法（具体的には、会社住所の移転（SE規則八条）および超国家的合併（同二条一項、一七条以下））により、競争上の地位を強化しうることである。第四に、①ヨーロッパ持株会社（SE holding）を設立することにより（同二条二項、三二条以下）、または②他のヨーロッパ会社の一〇〇パーセント子会社として、ヨーロッパ子会社（SE filiale）を設立することにより（同三条二項）、企業グループの簡略化をもたらしうることであると考えられる。
- (8) Benoit Lecourt, Mission d'évaluation du statut de la société européenne, *Revue des Sociétés*, n°4, 2006, p.933.
- (9) Noëlle Lenoir, *La Sociétés Européenne ou SE, Pour une citoyenneté européenne de l'entreprise*, La documentation Française, Collection des rapports officiels, Rapport au garde des Sceaux, ministre de la Justice, 2007, p.95, available at

- <http://lesrapports.ladocumentationfrancaise.fr/BRP/074000236/0000.pdf> 本報告書は、本文一三四頁および付録一八七頁の全三二二頁から構成される。本報告書のフーキンズ・グループのメンバーは「司法省民事国庫局商法部司法官(magistrat au bureau du droit commercial, direction des affaires civiles et du sceau du ministère de la Justice)のロナン・ゲルロ(Ronan Guerlor)氏、HEC(高等商業専門学校)のミルコ・ハヤト(Mirko Hayat)提携教授(法および税制学科) Debevoise & Plimpton LLPのエルワン・ル・ムール(Erwan Le Meur)弁護士ならびに同メリーローロール・コンゼ(Marie-Laure Combet)弁護士修習生でもある(Lenoir, *supra*. note n°9, p.5)。
- (10) 本報告書には「HEC Europe Institute での英語訳」もある(Noëlle Lenoir, *The Societas Europaea or SE, The new European company*, HEC Europe Institute, 2007 (available at <http://www.debevoise.com/files/News/50a57d33-1909-48f0-a11f-f7677f6f0231/Presentation/NewsAttachment/00003a12-5e47-4f1b-9211-04c22790ceee/RapportNLenoirversionanglaise.pdf>)。
- (11) フランス政府がルノール氏にこの報告書の作成を依頼するにあたっては、「本文のような背景があったようである。本報告書の記載によると、クレマン元司法大臣は、「ヨーロッパにおけるフランスの影響力を確保するには、ヨーロッパ会社に関する考察が必要である。このような観点から、二〇〇八年下半期、欧州理事会の議長国の任期にフランスがあることは、一つのチャンスである」と述べた」とある(Lenoir, *supra*. note n°9, p.119)。
- (12) Lenoir, *supra*. note n°9, p.12.
- (13) Michael Stollt, 500 active European Companies (SE), 3/3/2010 (available at, <http://www.worker-participation.eu/European-Company/SE-COMPANIES-News/500-active-European-Companies-SE>).
- (14) Melinda Kelemen, News on European Companies (SE), 1 September 2010, SEEurope network. 加盟国別の設立数を上位一〇位に限定して見ると、一位チェコ(二九七社)、二位ドイツ(一四二社)、三位オランダ(二二六社)、四位イギリス(二三社)、五位スロヴァキア(二二社)、六位フランス(一九社)、七位ルクセンブルグ(各一六社)、八位オーストリア(一四社)、九位キプロス(一二社)、一〇位ベルギー(九社)である。
- (15) Lenoir, *supra*. note n°9, p.12.
- (16) Thomas Blancke 教授の見解 (Publication 2005 nr 161 of the Hans Böckler Stiftung, Paul Storm, *The SE in its sixth*

year: some early impressions, Geven and Storm ed., *supra*, note n°2, volume 2, p.10 より引用)である。しかし、この見解については、かかる会社においては、そもそも交渉すべき労働者が存在しないという事実を無視するという先決問題要求の虚偽 (*petitio principii*) に陥つてゐることに批判する学説もある (Storm, *supra*, note n°16, p.11)。

- (17) フランスの株式会社は、定款自治・株主間契約の余地が少なく、合弁会社(共同子会社)の設立の障害になっていたことから、これを解消することを目的として、一九九四年にSASの制度が創設された。この当時は、社員は会社にも限定される制度であった。しかし、一九九九年の改正を経て、社員資格は、会社にかぎることなく、自然人および法人に拡大され、資本金額の規制(一五〇万フラン以上)もなくなっている(江頭憲治郎『株式会社法』(第三版、二〇〇九年、有斐閣)一二頁一三頁)。SASについて詳しくは、鈴木千佳子「会社組織および活動の柔軟性——フランスの簡易株式制会社について——」法学研究七三巻二号(二〇〇〇年)一一三頁以下、生田美弥子「フランス簡易会社と会社法改正」弥永真生ほか編『現代企業法・金融法の課題』(弘文堂、二〇〇四年)四四頁以下、小西みも恵「フランス簡易株式組織会社における法定代表者」法と政治五五巻三号(二〇〇四年)九頁以下、同「フランス簡易株式組織会社における社員の共同決定」佐賀大学経済論集三八巻六号(二〇〇六年)六一頁以下、同「フランス簡易株式組織会社(SAS)における株式譲渡に関する定款自治の拡大と限界(一)」佐賀大学経済論集四二巻四号(二〇〇九年)五三頁以下等を参照。Merle, *supra*, note n°2, p.725 et suiv.

- (18) 以下、Lenoir, *supra*, note n°9, p.92.

(19) たとえば、二〇〇八年の一年間に、パリ商事裁判所において新規に登録された会社数をみると、株式会社が四二八社であるのに対し、SASは二五六四社である。また、二〇〇七年一月の時点で、フランスにおいて登録された株式会社は約一三万社であり、SASは約一萬社である (Merle, *supra*, note n°2, p.2)。

- (20) SE規則九条一項は次の通りである「ヨーロッパ会社は、以下の規律に服する。(a)本規則の条項、(b)本規則が明示的に認める場合には、ヨーロッパ会社の定款の条項、または(c)本規則によって規律されない事項、もしくは部分的にのみ規律される場合において本規則によっては規律されない事項については、(i)特にヨーロッパ会社を対象とする共同体の措置を適用するため加盟国によって採択された法律の条項、(ii)ヨーロッパ会社がその定款上の住所を有する加盟国の法制に従って設立された株式会社に対し適用される当該加盟国の法制の条項、(iii)ヨーロッパ会社がその定款上の住所を有する加盟国の法制に従って設立された株式会社の場合と同一の要件において適用されるヨーロッパ会社の定款の条項」。

- (21) ヨーロッパ会社法が二〇〇一年に成立するまでの沿革については、笹川・前掲注(3) 成立までの歩み一頁以下参照。
- (22) Cathiard, Rapport, *supra*, note n°2, p.5.
- (23) La loi n°2005-842 du 26 juillet 2005 pour la confiance et la modernisation de l'économie, *Journal Officiel* du 27 juillet 2005, p.12160. ノルトン法律について詳しくは、鳥山恭一「立法紹介」日仏法学二四号(二〇〇七年)一三三頁以下を参照。また、同法律による資本市場法制の改正については、鳥山恭一「海外金融法の動向(フランス)」金融法研究二二三号(二〇〇七年)一四七頁以下を参照。
- (24) Décret n° 2006-448 du 14 avril 2006 relatif à la société européenne.
- (25) Décret n° 2006-1360 du 9 novembre 2006 relatif à l'implication des salariés dans la société européenne et modifiant le code du travail, *JO* 10 novembre 2006.
- (26) 以上 Menjucq, *Répertoire des Sociétés, supra*, note n°2, p.3, n°5. これらの法律およびデクレは、さらに数度の改正を受けているが、これらの点を含めヨーロッパ会社に関するフランス法とその改正案については、別稿において検討を予定している。
- (27) 78/853/CEE 指令とは、株式会社との合併に関するE.C.会社法第三指令を指す。同指令の翻訳については、山口幸五郎＝清原泰司「E.C.会社法に関する第三指令」『E.C.会社法』山口幸五郎編著(同文館、一九八四年)一一七頁以下参照。
- (28) SE規則は、「定款上の住所(＝登録)」と経営管理の中心(＝指揮の住所)が一致することを要求する「事実上の住所」の理論(本拠地法主義)を採用している(同規則七条一文)。フランス・ドイツ・スペイン等の加盟国もこの立場に立つ。これに対して、加盟国のなかには、定款上の住所と経営管理の中心が別個の加盟国に存在してもよいとする「定款上の住所」の理論(設立準拠法主義)を採用する国もあり、イギリス・オランダ・アイルランド・イタリア等がこの立場に立つ(本拠地法主義および設立準拠法主義について、詳しくは、石黒一憲『国際私法』(第二版、新世社、二〇〇七年)三八〇頁以下、神前禎＝早川吉尚＝元永和彦『国際私法』(第二版、有斐閣、二〇〇六年)一一四頁以下、江頭・前掲注(17) 八九二頁等参照)。
- 開業の自由に関する欧州司法裁判所の最近の判例は、事実上の住所の理論が適用される加盟国において設立された会社につき、それらの会社に課される定款上の住所と経営管理の中心を一致させるといふ義務を、E.C.条約が認める(二次)開業の自由に反することからこれを無効とする判決が出されているという状況にあると言われる。Centros 事件 (CJCE, Centros Ltd. du 9 mars 1999, Affaire C-212/97) 'Überseering 事件 (CJCE, Überseering BV du 5 novembre 2002, Affaire C-208/00)'

Inspire Art 事件 (CJCE, Inspire Art du 30 septembre 2003, Affaire C-167/01) ; Sevic 事件 (CJCE, Sevic Systems du 13 décembre 2005, Affaire C-411/03) 参照。ただし Daily Mail 事件 (CJCE, Daily Mail du 1988, Affaire C-81/87) や Cartesio 事件 (CJCE, Cartesio Oktató és Szolgáltató bt du 16 décembre 2008, Affaire C-210/06) 対照。これらの判決については、森田果「ヨーロッパ国際会社法の行方」(一)(二・完)民商法雑誌一三〇巻(二〇〇四年)四・五号、六号一八四頁以下、一三五頁以下、上田廣美「EUにおける『開業の自由(droit d'établissement)』の原則に関する判例の変遷——インスパイア・アート(Inspire Art Ltd.)事件を中心に——」『商法の歴史と論理』(倉澤康一郎先生古稀記念)(新青出版、二〇〇五年)六九頁以下、上田純子「会社法・関連立法の成果と国際会社法」『検証会社法』(浜田道代先生還暦記念)(信山社、二〇〇七年)六三六頁以下、上田純子「欧州における開業の自由——欧州司法裁判所 Cartesio 大法院判決の検討——」『国際商事法務三七巻七号(二〇〇九年)八八五頁以下等参照)。

このような判例の状況を踏まえ、本報告書は、SE規則について事実上の住所の理論を廃止して、定款上の住所の理論を採用すべきであると提案する(同規則七条の改正)。

さらに、本報告書は、採用を提案する定款上の住所の制度についてその利点を三つ挙げている(以下、Lenoir, *supra*, note n°9, pp.123-125)。第一に、同制度は、企業の結合より生じる会社につき、その国籍をめぐる対立を減少させることができる。第二に、同制度は、企業グループの簡略化を促すことができる(たとえば、企業グループの統括会社であるヨーロッパ会社が、異なる加盟国にあるその子会社すべてを同一の加盟国において登録することにより、当該子会社すべてを同一の国家法規に服させることができる)。第三に、同制度は、フランスにとっては、非上場のヨーロッパ会社の制度を利用してたいと望む外国企業を引きつける手段となりうる。非上場のヨーロッパ会社が有する経営の柔軟性は、イギリスの有限責任会社(Limited)の制度と大いに競争することができる(後述第四章。ただしこの柔軟性については、学説からの批判もある(後掲注(82)参照))。

(29) SE規則六九条c号は、本文で述べたように、「一九六八年ブリュッセル条約のなかに挿入されうるすべての条項、または加盟国もしくは欧州理事会によって採択される右条約を代置するすべての法文に鑑みて」、SE規則八条一六項を改正するかどうか検討することを求めている。ここでのブリュッセル条約を代置する法文とは、SE規則の採択時に完成の一步手前であった「民事および商事事件に関する裁判管轄ならびに裁判の承認および執行に関する規則」(ブリュッセルI条約という)を指すも

のと解される (Lenoir, *supra*. note n°9, p.129)。同規則は、民事および商事事件における裁判管轄の抵触に関するルールの最低限において統一するものとされる(同規則につき、中西康「ブリュッセルI条約の規則化とその問題点」国際私法年報三号(二〇〇一年)一四七頁以下参照。また同規則の翻訳につき、中西康訳「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する二〇〇〇年一月二二日の理事会規則(EC)四四/二〇〇一(ブリュッセルI規則)(上)(下)」国際商事法務三〇巻三号(二〇〇二年)三一頁以下、同巻四号四六五以下)。

SE規則八条一六項は、その移転前に生じた係争につき、ヨーロッパ会社の住所を移転した後に提起された訴訟であっても、その管轄を設立国(pays d'origine)の裁判所に与えるものである。本報告書は、この規定を保護主義的(protective)であるとする。もつとも、ブリュッセルI条約と比較して、たとえ本規定の改正が必要であるとしても、改正が迅速になされるとは考えにくいとされる。そこで、本報告書は、欧州委員会の諮問機関として、国際私法に関するヨーロッパ・フォーラム(Forum européen du droit international privé)を創設することを提案する。同フォーラムの構想は、法律の抵触がある場合において、準拠法および管轄裁判所に関する加盟国の概念をできうるかぎり接近させることにあるとする(Lenoir, *supra*. note n°9, pp.129-130)。

(30) 先に本文で引用したSE規則六九条d号の文言は、やや複雑な規定の仕方であるが、趣旨としては、このように解される(Lenoir, *supra*. note n°9, p.120)。この問題は、後述第四章において検討する。

(31) Lenoir, *supra*. note n°9, pp.199-120.

(32) 前掲注(28)参照。

(33) この点に関しては、まずEC会社法第一指令(一九六八年三月九日。二〇〇三年に改正)が、各加盟国の会社に対し、最低限の内容の公示を課している。ところが、会社登記簿の制度は、加盟国の数と同じ数だけ存在しており、共同体に共通の会社登記簿の制度は存在しない。また、各加盟国の会社登記簿間にその情報を交換する制度も存在しない。他方で、ヨーロッパ会社の登録は、EC官報への通知の対象となるとされる(SE規則一四条一項)。しかし、このEC官報への公示には法律上なんらの効果も生じさせないし、また、多くの場合において、かかる公示義務は遵守されていない状況にあるとされる。したがって、第三者が、ヨーロッパ会社に関する包括的な情報を入手するには、当該会社の登録された加盟国の登記簿にアクセスするよりほかない。そこで、本報告書は、共同体商標意匠に関する域内市場調和局(OHIM Office of Harmonisation for the

Internal Market) をモデルとする集権化された「会社に関するヨーロッパ登記簿」(registre européen des sociétés) の創設を提案する。もっとも、同登記簿の構想は野心的であって、その対象は「ヨーロッパ会社に限定されるものでも、共同体法上のその他の団体(ヨーロッパ経済利益団体(GI E E, groupement d'intérêt économique européen) / ヨーロッパ協同組合(SCE), société coopérative européenne) / ヨーロッパ私会社(SPE, société privée européenne) 等) に限定されるものでもなく、究極的には、すべての種類の会社を包含するものべあるとされる(Lenoir, *supra*, note n°9, pp.126-127)」。なお、同登記簿の構想とは別個に、欧州委員会は、二〇〇六年三月、BRIT E (Business Register Interoperability Throughout Europe) 全ヨーロッパにおいて相互利用可能な商業登記簿の計画を開始している。

- (34) SE規則は、ヨーロッパ会社の税制につき、なんらの規定も有していない。したがって、ヨーロッパ会社およびその設立当事会社については、その登録国の税制が適用されることになる。本報告書は、具体的には、次の三点の提案をする。第一に、法人税に関する、共通課税ベース(base commune consolidée)を導入することである。第二に、転出税(taxe de sortie, exit tax)を廃止することである(この転出税とは、恒久的施設(établissement stable)が維持されない場合におけるキャピタル・ゲイン課税のことであると考えられる(Lenoir, 2008, *supra*, note n°2, p.44, n°117)。第三に、ヨーロッパ会社の設立を望む会社に対して、適用される税制につき(たとえば移転資産の市場価値の決定)、関連国の課税庁との間で事前相談を認めることである(以上、詳しくは、Lenoir, *supra*, note n°9, pp.128-129)。

(35) 前掲注(29) 参照。

(36) この提案については、別稿において検討することを予定している。

- (37) なお、本稿では割愛した右記③⑤⑥⑦の提案については、それぞれ脚注において簡潔に言及した。③につき前掲注(28)、⑤につき前掲注(33)、⑥につき前掲注(34)、⑦につき前掲注(29) 参照。会社に関するヨーロッパ登記簿の創設に関する提案(⑤)については、その後、「商業登記簿の相互連絡」に関する緑書(Livre vert sur «L'interconnexion des registres du commerce») (欧州委員会、二〇〇九年一月四日) および「商業登記簿の相互連絡に関するパブリック・コメント」に対する回答の総括(Synthèse des réponses à la consultation publique sur l'interconnexion des registres du commerce) (二〇一〇年四月)が公表されているが、これらを十分に検討することができなかったため、本稿では脚注における言及に留めている(前者を紹介する文献として、Benoît Lecourt, Accès à l'information sur les sociétés, *Revue des Sociétés*, n°4, 2009, p.892 et

suiv. があり、後者を紹介する文献として、Benoit Lecourt, *Interconnexion des registres du commerce au sein de l'Union européenne: large soutien des parties consultées lors de la consultation publique*, *Revue des Sociétés*, Juillet-Août 2010, p.335 et suiv. があふ。これらの文書および関連する情報については、欧州委員会のサイトにおいて入手可能である (The interconnection of business registers, [http://ec.europa.eu/internal\\_market/company/business\\_registers/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/internal_market/company/business_registers/index_en.htm))。

(38) 筆者の知りえたかぎりでは、関孝哉「欧州会社法と主要欧州企業の対応」商事一八二九号(二〇〇八年)三三頁以下および鳥山恭一「共同体法への会社法の対応(DDAC)」——会社法を共同体法に適合させる各種の規定を定める二〇〇八年七月三日の法律第六四九号」日仏法学二五号(二〇〇九年)二五二頁のみである。関・前掲注(38)では、ヨーロッパ会社法を受容した各加盟国の現状を紹介する文脈において、ルノワール報告書が引用されている(関・前掲注(38)注21、注32、注34)。また、鳥山・前掲注(38)二五二頁では、ヨーロッパ会社法に関するフランス法の、標記の法律(DDAC法律)による改正事項を紹介する文脈において、この改正がルノワール報告書の提案にもとづくものであることが紹介されている。後者の点については別稿において検討する。

(39) 欧州委員会の改正作業の進捗状況については、後述第四章(4)参照。

(40) ルノワール氏によると、フランスは、EUにおける会社立法につき、これまで相当の提案力(force de proposition)を維持しているという。すなわち、まず一九八五年には、フランスの経済利益団体(GIEE)が創設され、また二〇〇一年には、フランスが議長国をとめたニースサミットにおいて、ヨーロッパ会社法が採択され、加えて二〇〇三年には、フランスとドイツのアンゲラ・メルケル(Angela Merkel)現首相の提案にもとづき前述のヨーロッパ協同組合(SCE)が採択され、さらに、現在、フランスの提案を基礎とする前述のヨーロッパ私会社(SPE)の提案が検討されているところであるとされる(Lenoir, *Entretien avec*, supra. note n<sup>o</sup>2, p.9)。

## 第二章 ヨーロッパ会社の設立に関する提案

(1) まず、ヨーロッパ会社の設立に関する提案である。もともと、これを紹介する前に、現行のSE規則による規制を簡単に確認しておきたい。同規則は、ヨーロッパ会社の設立について、①合併方式（同二条一項）、②持株会社方式（同二項）、③共同子会社方式（同三項）、④組織変更方式（同四項）の四つの方式を認めている。<sup>(1)</sup>

超国家性（*extranational*）の要件が、それぞれの設立方式において必要である。具体的にいえば、①合併方式の場合、当事会社（株式会社）は、少なくとも二個の会社が異なる加盟国の法制に服している必要がある。<sup>(2)</sup> ②持株会社方式および③共同子会社方式の場合、当事会社（前者の場合は株式会社および有限会社、後者の場合は協同組合を含む民法および商法にもとづく会社ならびに公法上および私法上の法人）は、少なくとも二個の会社が、(a)異なる加盟国の法制に服すること、または(b)少なくとも二年間、他の加盟国の法制に服する子会社<sup>(3)</sup>もしくは他の加盟国に存在する支店を有することが必要である。④組織変更方式の場合、当事会社（株式会社）は、少なくとも二年間、その他の加盟国の法制に服する一個の子会社を有する必要がある。<sup>(4)</sup>

(2) 本報告書は、右のSE規則について、ヨーロッパ会社の設立の可能性を制限する障害が多く存在することを指摘している。そして、ヨーロッパ会社の制度が興味深いものであるのならば、なぜ、このような制限的な要件を定めているのか疑問であるとする。<sup>(5)</sup> かかる現状を是正するには、次の二つの選択肢が考えられるとされる。<sup>(6)</sup>

第一の方式は、ヨーロッパ会社の制度をヨーロッパ協同組合（SCE）の制度と一致させ、<sup>(7)</sup> 異なる加盟国の自然人または法人による、既存の会社を前提としないゼロからのヨーロッパ会社の設立（*creation ex nihilo*）を認めるもの

である。

第二の方式は、他の加盟国に一定期間（二年間）以上進出しているすべての資本会社（その会社形態は問わない。たとえば、有限会社またはSASを含む）に対し、ヨーロッパ会社の設立を認めるものである。

第二の方式は、第一の方式よりも制限的ではあるとされつつも、本報告書は、第二の方式を採用している。<sup>(49)</sup>

(3) 本報告書は、このように、既存の会社を前提としないまったくゼロからのヨーロッパ会社の設立を認める（第一の方式）のではなく、企業グループの子会社をヨーロッパ会社へと組織変更する場合も含めて、ヨーロッパ会社の設立の可能性をすべての資本会社に対し拡大させるべきであるとする。具体的には次のように提案する。<sup>(51)</sup>

第一に、すべての資本会社は、他の加盟国に少なくとも一個の子会社を一年以上有する場合には、組織変更方式によって、ヨーロッパ会社を設立しうるべきである（SE規則二条四項を改正。現行は二年間以上<sup>(52)</sup>）。また、すべての資本会社は、当社会社のうちの少なくとも二個の会社が、それぞれ異なる加盟国の法制に服する場合には、合併方式・持株会社方式・共同子会社方式によって、ヨーロッパ会社を設立しうるべきである（共同子会社方式の場合には、子会社を有する必要なし）。さらに、自然人もヨーロッパ会社の設立に参加しうることを明記すべきである。

第二に、他の加盟国に少なくとも一個の子会社を一年以上有するすべての資本会社は、当該資本会社の子会社をヨーロッパ子会社またはヨーロッパ持株会社へと組織変更しうるようにすべきである（たとえ、その結果設立されたヨーロッパ子会社自体は、他の加盟国にその子会社を有しない場合であっても可とする）。<sup>(53)(54)(55)</sup>

## 注

(41) このほか、ヨーロッパ会社は、一または複数の子会社をヨーロッパ会社の形式において設立することができ（SE規則三条

- 二項)の方式を含めてヨーロッパ会社の設立方式を五方式とする学説もある(たとえば Menjuq, premier pas, *supra*. note n°2, p.255, n°6)。
- (42) 合併方式による設立については、笹川・前掲注(3)合併方式四七頁以下を参照。
- (43) 持株会社方式による設立については、笹川・前掲注(3)持株会社方式五五頁以下を参照。
- (44) SE規則において「子会社」に関する定義がなされていないことにつき、Cathard, Les nouveaux atouts, *supra*. note n°2, p.551 参照。
- (45) 組織変更方式による設立については、笹川・前掲注(3)組織変更方式四三頁以下を参照。
- (46) ルノワール氏は、本報告書とは別の論文において、SE規則がヨーロッパ会社の設立の可能性をこのように制限している理由につき、その加盟国による支配を逃れるためにヨーロッパ会社が設立されることを懸念する加盟国に配慮したものであると述べている(Lenoir, 2008, *supra*. note n°2, p.44)。
- (47) Lenoir, *supra*. note n°9, p.121.
- (48) ヨーロッパ協同組合は、二つ以上の加盟国に居住する五人以上の自然人により設立される(ヨーロッパ協同組合規則二条一項)。同組合の設立について詳しくは、上田廣美「資料・ヨーロッパ協同会社法(上)」亜細亜法学三九巻二号(二〇〇五年)三九巻二号一六八頁、多木誠一郎「ヨーロッパ協同組合規則に関する覚書」神戸市外国語大学外国学研究六三号(二〇〇六年)一七五頁一七六頁参照。また、フランスにおけるヨーロッパ協同組合については、Gilbert Parleant, La société coopérative européenne française après la loi du 3 juillet 2008, *Revue des Sociétés*, n°3, 2008, p.531 et suiv. 参照。
- (49) 第一の方式を採用しなかった理由については、筆者が調べた限りにおいて、本報告書には記されていない。第一の方式を採用すべきとする見解として、Dannmann et Fronty, *supra*. note n°2, p.100 et suiv. 参照。
- (50) たとえば、PSA ショー・シトロエン(PSA Peugeot Citroën)グループの意見も同趣旨である(Gilles Requillart, Contribution de PSA Peugeot Citroën, in Lenoir, *supra*. note n°9, p.224 et suiv.)。
- (51) Lenoir, *supra*. note n°9, p.121.
- (52) フランスにおいて設立された非上場のヨーロッパ会社に認められた定款自治(株主間の関係を設計しうる。後述第四章③)に鑑みると、SASがヨーロッパ会社へと直接組織変更しうるようにすることは、多くの企業を同会社へと引きつけることに

なりうる」と予測される (Lenoir, *supra*, note n°9, p.111)。現行のS E規則においてS A Sをヨーロッパ会社へ組織変更する場合には、当該S A Sを事前に株式会社へ組織変更しなければならない。

(53) 現行のS E規則の設立当社会社は、合併方式については株式会社のみ(二条一項)、持株会社方式については株式会社および有限会社(二条二項a号)、共同子会社方式についてはE C条約四八条二項の会社ならびに公法上・私法上の法人(二条三項a号)である。

(54) 現行のS E規則二条四項では、これが必要となる。

(55) この第二の提案は、まず複数の加盟国に子会社を有する企業グループの統括会社が、その子会社をヨーロッパ会社にする場合を想定しているようである (Lenoir, *supra*, note n°9, p.40)。次に、当該子会社にさらに子会社(親会社である統括会社からみれば孫会社)がある場合には、当該子会社をヨーロッパ持株会社(中間持株会社)にすることを想定しているものと思われる。

### 第三章 超国家的な再編に関する提案

(1) 次は、超国家的な再編 (cooperation transfrontalière) という観点からの提案である。この点は、ヨーロッパ会社の中心的な役割であり、同法は、超国家的な戦略の追求という目的によってのみ正当化されるとされる。したがって、かかる目的のために利用しうる手段の範囲を明らかにすべきであるとする。提案は、次の三点に分けられる。<sup>56)</sup>

(2) 第一に、S E規則六九条b号が提示した問題に應える形で、同規則一七条二項に定める合併概念をその他の合併類型 (Type de fusion) にまで拡大するべきかが検討される。同規則は、吸収合併(同規則一七条二項a号)および新設合併(同b号)の二種類の合併類型 (E C会社法第三指令三条一項および同四条一項が規定する類型) のみに対

象としている。これらの合併類型のほかに、たとえばフランスにおいては、分割 (scission) および資産の一部出資 (apport partiel d'actif)<sup>(57)</sup> の制度が存在し、フランス以外の加盟国（とりわけイギリス）においても合併に類似するその他の方法が存在している。これらの方法をヨーロッパ会社の設立に利用することは、効果的であるとされる。したがって、同規則一七条二項は、その合併の定義を「その他の合併類型」にまで拡大するべきであると提案している<sup>(58)</sup>。

(3) 第二に、SE規則には、超国家合併に関する若干の不透明性があり、これを是正すべきことが指摘される。具体的には、ヨーロッパ会社は、他の加盟国の会社（ヨーロッパ会社か否かを問わない）と吸収合併することができるのかという問題が提示される。この点、二〇〇一年に同規則が成立するより以前に欧州委員会が提出した同会社に関するいずれの提案においても、ヨーロッパ会社が他の会社と吸収合併できることを明示していた<sup>(59)</sup>。これに対して、現行の同規則はかかる可能性を明示していない。したがって、同規則に厳格な文言解釈を行うと、かかる可能性は疑わしいものになる。このような解釈に関する不透明性は早急に是正される必要があるとして、本報告書は、次のような提案をする。すなわち、同規則に「第三章の二」(Title III bis) という章を新設<sup>(60)</sup>し、ヨーロッパ会社が他の加盟国の会社（この会社は、ヨーロッパ会社のみでなく、株式会社・有限会社・S A Sなどのすべての資本会社を含む）と合併しうることが明文をもって認めるべきであるとされる（具体的には、一九七〇年案と同様の明文規定を置くべきであるとする<sup>(61)</sup>）。かかる可能性を認めた場合には、同規則のみでなく、労働者関与指令についても改正を行う必要があることになる<sup>(62)</sup>。

(4) 第三に、実務では、合併方式による設立において、複数の国家法規が適用されることから生じる固有の困難が明らかになったと指摘される。たとえば、アリアンツ・ヨーロッパ会社は、イタリアにある子会社 R A S との合併によって設立されたが、本報告書の付録には、その折に遭遇した問題が記されている。すなわち、各加盟国においては、

企業価値の決定についてさまざまな方法が利用され、かつ義務づけられている。たとえば、ドイツにおいては収益価値法 (Ertragswertverfahren) が支配的であるのに対し、イタリアにおいては、その他の方法が使用される。評価法に関するこのような差異は、適用される株式交換比率の決定において重大な困難を引き起こす結果をもたらさう。<sup>(65)</sup>

本報告書は、このような現状を踏まえて、理想としては、企業価値の算定につき、標準となる同一の方法を共同体が定め、かかる方法が全ヨーロッパにおいて適用されることが望ましいとする。しかしながら、右のような会計上の基準の統一は、専門家の間に激しい論争を引き起こすことになることから、これを実現するのは難しいとする。もともと、このような問題は、企業価値の算定の場面のみを生じる問題だけではない。同一の行為に対して異なる国家法制が存在することから生じる障害の一つに過ぎないといえる。したがって、株主<sup>(64)</sup>および会社債権者の保護に最も有利な国家法制を参照するという条件のもとで、当該行為に適用される最も好ましい一個の国家法制を当選会社が選択できるようにすることが望ましいとされる。この方法は、SE規則一八条<sup>(66)</sup>の改正を伴うことになるが、今後さらに検討されるべきであるとする。<sup>(67)</sup>

## 注

(56) Lenoir, *supra*, note n.9, p.121.

(57) 「資産の一部出資」については、商法典の規定による明確な定義はないが、「ある会社から他の会社に財産の一部を出資し、その対価として出資口(持分)あるいは株式を受け取る行為」とされる(石田清絵「フランス法における資産の一部出資——包括的移転の考察を中心として——」『比較会社法研究』奥島孝康教授還暦記念第一巻(一九九九年)五六七頁)。わが国の吸収分割に相当する概念のようである(分割はわが国の新設分割に相当する)。詳しくは、石田・前掲注(57)五六五頁以下、吉田正之「フランス法における株式会社の資産の一部出資」一橋研究(二卷四号(一九八八年))一三一頁以下、Merle, *supra*, note n.

2. p.876, n.672 et suiv. 参照。
- (58) Lenoir, *supra*, note n.9, p.122. フランスの経営者団体であるフランス企業運動 (MEDEF: Mouvement des Entreprises De France) の意見 (Évaluation du statut de la SE et position du MEDEF, Lenoir, *supra*, note n.9, pp.204-205) を参照。デ・マークの学説のなかには、これに事業譲渡を含めるべきであるとの見解もある (Werlauff, *supra*, note n.2, p.45)。
- (59) ヨーロッパ会社法は、一九五九年にロッテルダム大学のサンダース (Sanders) 教授が提唱して以来、紆余曲折の歴史を有し、成立までに四二年の歳月を要した制度である。その間には、欧州委員会より一九七〇年案、一九七五年修正案、一九八九年案、一九九一年修正案の四つの法案が提案されたが、いずれも採択されなかったという経緯がある。本文との関連でいえば、一九七〇年案はその二六九条以下において(早稲田大学フランス商法研究会訳「三ヨーロッパ会社法案(翻訳)」国際商事法務二巻七号(一九七四年)七四頁以下参照)、一九七五年修正案はその二六九条以下において(法務大臣官房司法法制調査部「ヨーロッパ会社法案——一九七五年・ヨーロッパ共同体委員会編——」(商事法務研究会、一九八〇年)一八九頁以下参照)、一九八九年案はその一三一条において(正井章彦『EC国際企業法』(中央経済社、一九九四年)一一頁、二〇一頁二〇二頁参照)、一九九一年修正案はその一三二条において(正井・前掲書注(59)二八六頁参照)、ヨーロッパ会社が他の加盟国の会社と合併しうることを明文をもって認めていた。
- (60) ここで、SE規則の目次を掲げておく。すなわち、前文、第一章一般条項(二条—四條)、第二章設立(一五條—三七條)、第三章ヨーロッパ会社の構造(三八條—六〇條)、第四章個別計算書類および連結計算書類(六一條—六二條)、第五章解散・清算・支払不能および支払停止(六三條—六六條)、第六章補完的条項および暫定的条項(六七條)、第七章最終条項(六八條—七〇條)である。
- (61) 一九七〇年案は、その第一章「合併」において、ヨーロッパ会社が他のヨーロッパ会社と合併する場合(同年案二六九条—二七一条)および加盟国の国内法にもとづいて設立された株式会社と合併する場合(同年案二七二条—二七四条)とに区別し、それぞれを規定している(早稲田大学フランス商法研究会・前掲注(59)七四頁以下参照)。
- (62) Lenoir, *supra*, note n.9, p.122.
- (63) Dr. P. Hemeling et Dr. H.-K. Röss, Contribution d'Allianz SE, in Lenoir, *supra*, note n.9, p.216.
- (64) 株主の保護について、SE規則は、合併に反対する少数株主に対しこれを保護するための措置を採用しうることを加盟国に

認めている(同規則二四條二項)。フランスは、その他の加盟国と同じく、合併に反対する株主に対する株式買取請求権という選択肢を採用してはいないといわれる。この点について、二〇〇七年二月一六日の司法省の会議において、フランス少数株主協会(A D A M)のコレット・ヌーヴィル(Colette Neuville)氏は、もう一つの選択肢として、ヨーロッパにおける超国家合併に関する特別多数決のルールを調和し、その要件を現行の三分の二よりさらに加重することを提案したとされる(Lenoir, *supra*, note n°9, p.123)。

(65) ルノワール氏は、別の論文において、合併計画のなかに選択される国家法制を定めることを想定している(Lenoir, 2008, *supra*, note n°2, p.44)。

(66) SE規則一八條は、次のように規定している。すなわち、「本節」合併方式によるヨーロッパ会社の設立に関する規定——翻訳者挿入」において扱われない事項、または本節が部分的にのみ扱う事項のうち、本節において扱われていない事項については、合併方式によるヨーロッパ会社の各当事会社は、当該当事会社が属する加盟国の株式会社の合併に適用される78/855/CEE指令(第三指令)に従った法制に服するものとする」。

(67) Lenoir, *supra*, note n°9, pp.122-123.

#### 第四章 ガバナンスと定款自治に関する提案

(1) SE規則九條一項(前掲注(20))は、ヨーロッパ会社を規律する基準の第二順位として、「定款自治」(*autonomie statutaire*)を位置づけている。しかし、これは「授権された自由」(*liberté octroyée*)であると言われる<sup>(68)</sup>。すなわち、定款自治は、①同規則によって明示的に認められたもの(同規則九條一項b号)、または、②ヨーロッパ会社の住所がある加盟国の株式会社に対し適用される国家法制によって明示的に認められたもの(同c号iii)でなければならぬ

と規定される。

また、SE規則において認められる定款自治の範囲は、あまり多くないと指摘される<sup>(68)</sup>。同規則における定款自治の具体例としては、①監督機関（二層制）または管理機関（一層制）における構成員の選任（同規則四〇条三項・四三条二項<sup>(71)</sup>）、②会社機関の構成員の任期（同規則四六条一項<sup>(72)</sup>）、③規制される取引（convention réglementée）（同規則四八条<sup>(73)</sup>）が、本報告書では挙げられている<sup>(74)</sup>。

(2) 本報告書は、このように定款自治が認められるとはいえ、その数が多くないことから、ヨーロッパ会社は、「会社—契約」(société-contrat)の概念よりも、「会社—制度」(société-institution)の概念により多く依拠していると<sup>(75)</sup>。上場会社については、株主・債権者保護のために、たしかに適正な形式主義 (formalisme légitime) が必要であると<sup>(76)</sup>しつつも、非上場会社にとってはこれを緩和することがありうることであり、また望ましいことであるとされる<sup>(77)</sup>。

(3) 本報告書は、このような観点から、非上場のヨーロッパ会社について、次の三点の提案を行っている。

第一に、一二万ユーロ未満の会社資本を創設することを提案する（SE規則四条二項の改正）。

第二に、SASと同様に、定款にもとづき、指揮の条件 (modalité de la direction) および指揮者の資格 (statut de dirigeant) を定めうる可能性を認めることを提案する<sup>(78)</sup>。

第三に、フランス法と同様に、発起人に対し株主間の関係を自由に設計しうる権利を導入することを提案する（SE規則第一章に一条を新設）。フランス法は、前述のブルトン法律により、株式を公募しないヨーロッパ会社につき、SASと同様に、株式の譲渡自由性を制限する条項を定めるうる選択肢を認めている（商法典L二二九—一条—L二二九—一五条<sup>(80)</sup>）。これは、フランスにおいて設立されたヨーロッパ会社の重要な特徴であると言われ、本提案は、この特徴を同規則にも導入することを提案するものである<sup>(82)</sup>。

- (68) Lenoit, *supra*, note n.9, p.125.
- (69) Lenoit, *supra*, note n.9, p.59.
- (70) SE規則四〇条三項は次の通りである「監督機関の構成員の員数またはその決定に関する規則は、定款において定めることができる。しかしながら、加盟国は、その領土において登録されたヨーロッパ会社について、監督機関の構成員の員数またはその最大および（もしくは）最小の員数を定めることができる」。
- (71) SE規則四三条二項は次の通りである「管理機関の構成員の員数またはその決定に関する規則は、ヨーロッパ会社の定款において定めることができる。しかしながら、加盟国は、必要がある場合には、その構成員の最小および最大の員数を定めることができる」。
- (72) SE規則四六条は次の通りである「会社機関の構成員は、定款により定められた六年間を超えない期間において選任される（一項）。定款所定の制限がある場合を別として、構成員は、一項の適用において定められた期間につき、一または複数回再任されうる（二項）」。
- (73) SE規則四八条は次の通りである「ヨーロッパ会社の定款は、二層制においては、監督機関によって指揮機関に承認を与えなければならない種類の取引を、または一層制においては、管理機関の明示的な決定を必要とする種類の取引を列挙するものとする。しかしながら、加盟国は、二層制において監督機関自体が特定の種類の取引をその承認にからしめることができることを定めることができる（一項）。加盟国は、その領土において登録されたヨーロッパ会社の定款において最低限記載しなければならぬ種類の取引を決定することができる（二項）」。
- (74) 「規制される取引」については、ここで若干言及しておきたい。規制される取引とは、わが国の利益相反取引（会三五六条一項二号三号・三六五条）に相当するものであり、監督機関または管理機関の承認を要する取引を定款で定めておくものである。フランスでは、同国に登録されたヨーロッパ会社の定款には、株式会社に関する「規制される取引」についての規定（商法典L二二五・三八条―L二二五・四二条およびL二二五・八六条―L二二五・九〇条）と同様の規律を定めなければならないとされる（商法典L二二九・七条六項）。しかし、このL二二九・七条六項は、L二二五・三五条およびL二二五・六八条を準用していないことから、これらの二つの規定が定めるところの取締役会または監査役会の事前の許可に服する債務保証（caution）、手形保

証 (aval) および担保設定 (garantie) については、ヨーロッパ会社においてどのような扱いになるのか不明であるとする見解もある。この見解によると、実務では慎重を期して、ヨーロッパ会社の定款においても、株式会社に關する L二二五-三五条および L二二五-六八条と同様の条項を定めておくことが望ましいとされる (Cathiard, *Les nouveaux atouts*, supra. note n<sup>2</sup>, pp.552-553)。フランスにおける「規制される取引」については詳しくは、加藤徹「取締役の自己取引とフランス新会社法」企業法研究二〇一輯（一九七二年）四〇頁以下、早稲田大学フランス商法研究会「フランス会社法（五）」早稲田法学四九卷一号（一九七三年）五二九頁以下、田村詩子「取締役・会社間の取引」（勤草書房、一九九六年）二八頁以下参照。なお、フランス企業運動 (MEDEF) の評価 (Evaluation du statut de la SE et position du MEDEF, in Lenoir, *supra*. note n<sup>9</sup>, pp.206-207) も参照。

(75) Lenoir, *supra*. note n<sup>9</sup>, p.125.

(76) これらの二つの概念については、たとえば、早稲田大学フランス商法研究会・前掲注(74) フランス会社法(五) 四四九頁一五〇〇頁参照。詳しくは、Merle, *supra*. note n<sup>2</sup>, p.39 et suiv. 参照。二つの概念のいずれか一方のみでは不十分であり、これらを統合する必要であるとす (Merle, *supra*. note n<sup>2</sup>, p.40, n<sup>23</sup>)。

(77) このように、経営に関する柔軟性を追求することが、フランスによる閉鎖会社を対象とする「ヨーロッパ私会社」(SPE) の提案へ発展したとされる。本文で以下述べる、非上場のヨーロッパ会社を対象とするSE規則の緩和に關する提案とこのヨーロッパ私会社に關する提案は、同一の動機にもとづくものであるとされる (Lenoir, *supra*. note n<sup>9</sup>, p.125)。ヨーロッパ私会社の提案は、Proposition de règlement du Conseil relatif au statut de la société privée européenne, COM (2008) 396, 25 juin 2008. 同提案の解説として、久保寛展「中小企業のためのヨーロッパ版有限公司——いわゆるヨーロッパ私会社(Societas Privata Europaea-SPE) 規則案について——」福岡大学法学論叢五五卷一号(二〇一〇年) 五九頁以下、Benoit Lecoourt, Synthèse des réponses à la consultation sur la société privée européenne, *Revue des sociétés*, 2008, n<sup>1</sup>, p.204 et suiv., Benoit Lecoourt, Conférence sur la société privée européenne, *Revue des sociétés*, 2008, n<sup>2</sup>, p.437 et suiv. 参照。

(78) 現行のSE規則四条二項によると、ヨーロッパ会社の引受済資本は、少なくとも一二万ユーロでなければならぬとされる。  
 (79) SASは、その定款において会社の指揮の条件を自由に定めることができ(商法典L二二七-五条)、たとえば、指揮者の選任・解任の条件、指揮者の数、任用期間、報酬の形式、権限等を定款で定めることができる(小西・前掲注(17) 二〇〇四年

一三頁)。また、指揮者の資格についても、SASでは、たとえば社員でなければならぬとか、特殊技能を要する旨、自然人である場合の年齢制限等を定款で定めることができる(鈴木・前掲注(17) 二二八頁)。

- (80) 株式の譲渡自由性を制限する条項とは、具体的に言うると、たとえば、一〇年を超えない期間の株式の譲渡禁止を定める条項(商法典L二二九-11条)、合併・分割等(同L二二九-13条2項)を含む支配権の変更が生じる場合(同L二二九-13条1項)における除名条項、同様の場合における非金銭的権利の停止条項(同L二二九-12条)等を定めることができる。詳しくは、Menjucq, premier pas, *supra*, note n°2, pp.278-279, n°84-85; Menjucq, Répertoire des Sociétés, *supra*, note n°2, p.15, n°67 et suiv., Collin et Dom, *supra*, note n°2, p.13 et suiv. 参照。SASにおけるこれらの条項については、小西・前掲注(17) 二〇〇九年五三頁以下に詳しく。

- (81) Lenoit, *supra*, note n°9, p.59.

- (82) もともと、商法典L二二九-11条-L二二九-15条については、かかる規定の有効性について疑問を呈する見解もある。この見解によると、SE規則は、そもそも株主間の関係を構築することを内容とする定款自治を認めておらず、またかかる内容の選択肢を加盟国に対しても認めていないことから、株式会社に適用される法規に反する内容のこのような規定については、その有効性に異論の余地があるとされる(ただし、同規則六九条d号はこのような可能性を認めることを目的とする提案である(Collin et Dom, *supra*, note n°2, p.14))。したがって、実務においては、かかる規定を利用するのは慎重にしなければならない。先決問題(question préjudicielle)として提起される場合には、欧州司法裁判所がこの問題に決着をつけることもありうるに指摘される(Cahard, Les nouveaux atouts, *supra*, note n°2, p.552; Cahard, en droit français (1<sup>re</sup> partie), *supra*, note n°2, p.12)°。この問題については、Collin et Dom, *supra*, note n°2, pp.13-15 参照。

この規定の有効性については、フランス語 (Branger) 議員の書面による質問 (Question écrite n°24838 de M. Jean-Guy Branger, sur la validité des clauses de changement de contrôle dans les statuts d'une société européenne, JO Sénat du 19 octobre 2006, p.2635) およびドイツ語 (Lachaud) 議員の質問 (Question n°108501 de M. Yvan Lachud sur la validité des clauses de changement de contrôle dans les statuts d'une société européenne qui ne fait pas appel public à l'épargne, JO du 31 octobre 2006, p.11207) が提出されているが、これらの質問への回答はなされていなくともある。

## 第五章 おわりに

- (1) 以上、本稿では、ルノワール報告書におけるヨーロッパ会社法の改正案のうち、SE規則に関する提案について、とりわけ①ヨーロッパ会社の設立、②超国家的な再編、③ガバナンスと定款自治に関する提案を中心に検討した。
- (2) ルノワール報告書自体の評価については、前述のように、その付録を含めると三〇〇頁を超える濃密な内容を有しており、またヨーロッパ会社法の利害関係者（企業・関連官庁・労働組合・欧州委員会・法律実務家）との間の徹底的な協議による成果であり、貴重なものであるとされている。<sup>(85)</sup> 加えて、本稿で取り上げた同法の改正案の部分については、ヨーロッパ会社をより魅力あるものとするために同法を柔軟化し、かつフランス法をSE規則に適合させることを目指したものであり、<sup>(84)</sup> 実務家にとっても喜ばしいものであるとされる。また手続の軽減に腐心し、定款自治の拡大を望む企業の期待にもよく応えるものであると指摘される。<sup>(85)</sup>
- (3) ここで、本稿で取り上げた提案を簡単に整理しておく。まず、ヨーロッパ会社の設立に関する提案については、①(a)組織変更方式の当社会社の適用対象を、他の加盟国に少なくとも一個の子会社を一年以上有するすべての資本金会社へと拡大すること（SE規則二条四項関係）、<sup>(86)</sup> (b)すべての資本金会社は、当社会社のうちの少なくとも二個の会社が、それぞれ異なる加盟国の法制に服する場合には、合併方式・持株会社方式・共同子会社方式によって、ヨーロッパ会社を設立しうるべきであること、(c)自然人もヨーロッパ会社の設立に参加しうること、②他の加盟国に少なくとも一個の子会社を一年以上有するすべての資本金会社は、当該資本金会社の子会社をヨーロッパ子会社またはヨーロッパ持株会社へと組織変更しうること（同規則二条三項b号関係）が提案された（第二章）。

次に、超国家的な再編に関する提案については、①合併の定義をその他の合併類型にまで拡大すること（SE規則一七条二項関係）、②ヨーロッパ会社が他の加盟国の会社（ヨーロッパ会社であるかどうかを問わない）と合併しうることを明文をもって認めること（同規則に第三章の二を新設）、③第三者（株主および会社債権者）の保護に留意しつつ、すべての行為に適用される単一の国家法制の選択を当事者会社に認めることで、当事者自治を強化すること（同規則一八条関係）が提案された（第三章）。

さらに、ガバナンスと定款自治に関する提案については、いずれも非上場のヨーロッパ会社について、①一二万ユーロ未満の会社資本の創設（SE規則四条二項関係）、②SASと同様に、定款にもとづき、指揮の条件および指揮者の資格を定めうる可能性を認めること（同規則第一章に一ヶ条を新設）、③フランス法と同様に、発起人に対し株主間の関係を自由に設計しうる権利を導入すること（右と同じ）<sup>(87)</sup>が提案された（第四章）<sup>(88)</sup>。

(4) もっとも前述のように、本稿で検討した改正案を含め、ルノワール報告書は、あくまでもフランスによるヨーロッパ会社法に関する報告書である。欧州委員会による報告書（SE規則六九条）は、現在、作成中である<sup>(89)</sup>。

欧州委員会は、その準備作業として、まず、①アーンスト・アンド・ヤング弁護士会社（Ernst & Young Société d'avocats）に委託し、同会社は、二〇〇九年一二月、「ヨーロッパ会社法の施行および影響に関する研究」というタイトルの外部研究（external study）を公表している。次に、欧州委員会は、②右の外部研究から得られた知見を検証し、ヨーロッパ会社の評価に関するさらなる情報を入力するため、二〇一〇年三月三日、利害関係者すべてに対し、諮問を行った（同五月二三日まで）<sup>(91)</sup>。さらに、欧州委員会は、③同五月二六日、ブルッセルにおいて、ヨーロッパ会社法に関するカンファレンス（協議会）を行っている<sup>(92)</sup>。

これらの外部研究、諮問手続およびカンファレンスは、欧州委員会が現在行っている同法の適用および有効性に関

する分析の一環であり、かかる成果が来るべき同委員会による報告書に反映されるとされる。<sup>(83)</sup> したがって、本稿において取り扱った改正案が、このようなプロセスを経て、SE規則の現実の改正作業のなかでどの程度実現されるかは、明らかではない。もつとも、前述のように（第一章（3）（二））、これまでのEUの会社立法におけるフランスの提案力を考えると、一定の影響力があることは否定できないであろう。<sup>(84)</sup>

(5) 本稿は、ヨーロッパ会社法の改正に向けた活動のうち、フランスによる活動を紹介した。今後、ルノワール報告書における改正案を意識しつつ、右の外部研究および予定される欧州委員会による報告書を検討すること等を通じて、同法の改正に関する動向をフォローしていきたいと考えている。

## 注

- (83) Cathiard, Rapport, *supra*, note n°2, p.8.
- (84) この点は、別稿において検討するヨーロッパ会社法に関するフランス法についての改正案に関わる指摘である。
- (85) Cathiard, Rapport, *supra*, note n°2, p.8.
- (86) 以下、Lenoir, *supra*, note n°9, p.132の表 (Tableau synthétique des propositions du rapport sur le droit communautaire) に依拠し、括弧内において各々の提案が改正を予定する現行のSE規則の条文を記す。現行のSE規則に該当する条文が存在しない場合には、前記の表の記述に従い、新設されるべき旨を記すことにする。
- (87) この提案は、後述の「外部研究」では、SE規則一〇条の項において検討されている (Study on the operation and the impacts of the Statute for a European Company, *infra*, note n°90, pp.280-281)。
- (88) その他、本稿では詳細に取り上げなかった提案については、前掲注(37) およびそこで引用した脚注を参照。
- (89) Review of the Statute on the European Company (SE), [http://ec.europa.eu/internal\\_market/company/se/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/internal_market/company/se/index_en.htm).

- (90) Study on the operation and the impacts of the Statute for a European Company (SE) (2009), 2008/S144-192482, final report, 9 December 2009 ([http://ec.europa.eu/internal\\_market/consultations/docs/2010/se/study\\_SE\\_9122009\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/internal_market/consultations/docs/2010/se/study_SE_9122009_en.pdf)). この研究の主たる目的は、①EUおよびEEA加盟二五カ国において適用される関連法制に関する写像 (mapping) を提示すること、②既存のヨーロッパ会社の目録 (inventory) を作成すること、③ヨーロッパ会社を設立した・あるいは設立しなかった主たる動機 (driver) を明らかにすることにも、主たる傾向および実務上の問題点を明らかにすること、④ヨーロッパ会社法の有効性に焦点を当てた分析的な結論 (analytical conclusion) を提示することにあるとされる (ibid., p.19)。本研究は、ヨーロッパ会社法の改正案も提案しており (ibid., pp.277-288)、今後検討したいと考えている。なお、本研究は、本編のみで全一九三頁を数え、二二の付録および二つの概要報告書 (factsheet) から構成される。本研究の解説としては、Benoit Lecourt, *Revue des sociétés*, juillet-août, 2010, p.338 et suiv.がある。
- (91) 質問表、六九の団体から寄せられた回答の内容およびその回答内容の分析が、前掲注 (89) の欧州委員会のサイトにおいて入手可能である。
- (92) Conference on the Statute for a European Company (SE)-Brussels, 26 May, 2010. 当日のプログラムおよびビデオ録画もまた、前掲注 (89) の欧州委員会のサイトにおいて入手可能である。
- (93) Review of European Company Statute - Frequently Asked Questions, MEMO/10/97, Brussels, 23 March 2010 (<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/10/97&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>).
- (94) たとえば、前述の外部研究を見ると、本稿で取り上げたフランスの提案の多くについては、同研究におけるヨーロッパ会社法の改正案に取り入れられ、あるいは言及がなされている (見解の指摘に留まるものもある) (Study on the operation and the impacts of the Statute for a European Company, *supra*, note n°90, p.277 et suiv.)。
- (95) このほか、SE規則を補充する労働者関与指令については、同指令一五条の要請にもつき、同じく改正案を提示することを目的として、欧州委員会は、二〇〇八年九月、すでに同指令の適用状況を再検討するコミュニケーションを公表している (Communication de la commission relative au réexamen de la directive 2001/86/CE du Conseil du 8 octobre 2001 complétant le statut de la Société européenne pour ce qui concerne l'implication des travailleurs, 30 septembre 2008,

COM(2008)591 final)。しかし、同コミュニケーションにおいては、同指令の適用からまだ日が浅いため実際上の経験が不足しており、同指令の改正案を提示するには時期尚早であるとされている。それゆえ、今後も継続して検討する一方で、SE規則が再検討される二〇〇九年末には、同規則と共に、同指令を再検討し、その改正案を提示したいとの意向が記されている（同コミュニケーション5）。

[二〇一〇年九月脱稿]

\*本稿は、平成二〇年度（二〇〇八年）札幌学院大学研究促進奨励金（個人研究SGU-S08-201215-09）の助成を受けて行われた研究である。